

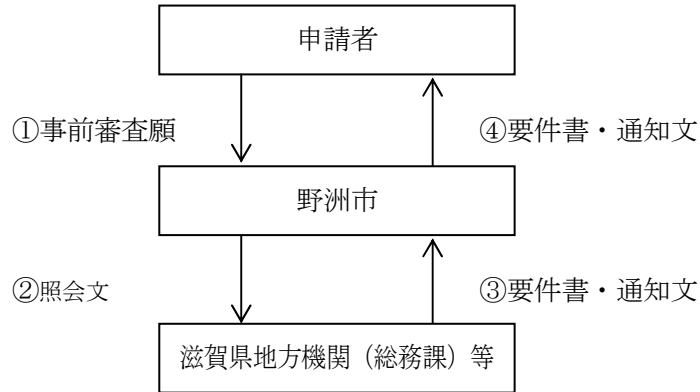
第8章 申請の手続き

I 申請の手続き

1 開発事業事前審査の手続き

(1) 開発事業事前審査の手続き（野洲市開発行為等に関する指導要綱）

図8-1 開発事業事前審査フローチャート

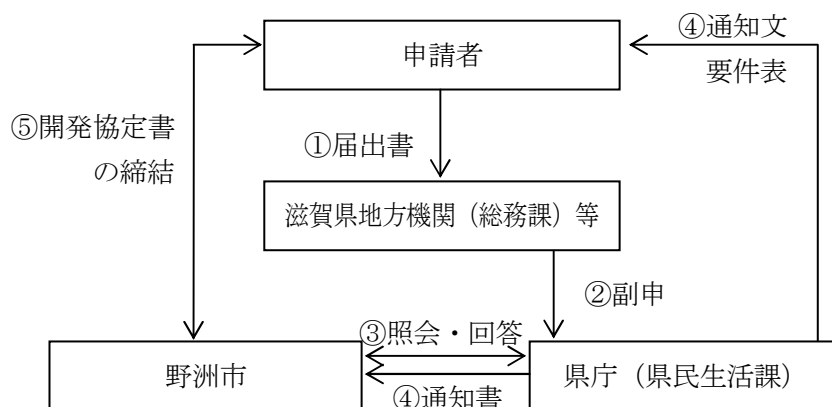


注1) 本市においては、野洲市開発行為等に関する指導要綱を定めているので、事前に十分協議すること。

注2) 10,000 m²以上で「滋賀県土地利用に関する指導要綱」の適用となるものは、②③の手続きは行わない。

(2) 滋賀県土地利用に関する指導要綱による届出の手続き

図 8-2 開発事業計画等届出フローチャート



ア 提出部数 滋賀県地方機関（総務課）が指示する部数

イ 提出に必要な書類

(ア) 事業計画概要書

(イ) 経営計画書（開発施設用地等の管理、処分等の計画及び収支見通し）

(ウ) 添付図面

- ・ 開発予定区域位置図（縮尺 1/50,000 以上）
- ・ 土地利用現況平面図
- ・ 事業計画平面図
- ・ 排水計画図
- ・ 字限図
- ・ 断面図

(エ) その他の書類

届出者及び工事施工予定者の経歴書、前年度の決算報告書ならびに登記事項証明書、開発区域内権利者一覧表（地番、面積、地目、所有者などを記入したもの）、その他参考となる資料

2 開発許可申請手続きの概要

(1) 申請からの手続きは、図 7-1 参照のこと。

(2) 開発許可申請は、提出部数 2 部を、本市開発指導所管課に提出すること。

(注) 建築基準法は同法による手続きが別途必要となる。

3 許可申請書の作成要領

(1) 申請書類（順序どおり整理し添付すること。）

| 添付 順序 | 名 称 | 様式等 | 備 考 |
|----------|------------------|----------|--|
| 1 | 開発行為許可申請書 | 様式 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発区域に含まれる区域の名称欄には、地名、地番を記入のこと。 (筆数が多い場合は、〇〇番地外〇〇筆と記入し、別紙にすべての地名、地番を記載し添付すること。) ・ 予定建築物の用途欄は、具体的に記入のこと。 (区画数、階数等も記載のこと。) ・ 開発面積は、実測面積を記入のこと。 (小数点 3 位以下切捨て、小数点 2 位まで記入) |
| 2 | 法第 34 条各号に該当する図書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 章 開発許可基準の必要書類を参照のこと。 |
| 3 | 設計説明書 | 様式 3,4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己居住用開発は不要 ・ 公共施設の整備計画の説明書には、管理者、用地の帰属欄を必ず記載のこと。 |
| 4 | 法第 32 条の同意書及び協議書 | 様式 5,6,7 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議事項を詳細に記載したものであること。 ・ 公共施設管理者の印があること。 ・ 協議内容により図面が必要な場合は、図面添付のこと。 |
| 5 | 資金計画書 | 様式 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己居住用及び自己業務用（1 ha 未満）の開発は不要 ・ 工事費のうち、整地工事費は伐開、暗渠排水、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について算定すること。 ・ 道路工事費は、路盤工、側溝、舗装等について算定すること。 ・ 排水工事費は、公共の用に供する排水施設、敷地排水施設、遊水池等について算定すること。 ・ 付帯工事費は、仮設工、道路復旧工で、開発に関連する工事について算定すること。 |
| 6 | 設計者の資格調書 | 様式 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発区域 1 ha 未満の場合は不要。 (ただし、連絡先は明確にすること) ・ 卒業証明書又は免許証の写しを添付のこと。 |

| | | | |
|----|---------------|---|---|
| 7 | 申請者の資力信用調書 | 様式 10 | <ul style="list-style-type: none"> 自己居住用及び自己業務用（1 ha 未満）の開発は不要 納税証明書：直前2か年分の法人税、所得税、県税（事業税、県民税）、市町村税（固定資産税、市町村税）の完納のわかる書類、 3か月以内の法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票記載事項証明書）、法人は直前2事業年度の財務諸表、事業経歴書を添付のこと。 |
| 8 | 工事施行者の工事能力調書 | 様式 11 | <ul style="list-style-type: none"> 自己居住用及び自己業務用（1 ha 未満）の開発は不要 建設業者登録証明書を添付のこと。 （登録の無い場合は、登記事項証明書、事業経歴書を添付のこと。） |
| 9 | 事前審査要件処理一覧表 | | <ul style="list-style-type: none"> 要件末尾に処理年月日、許認可番号を記入のこと。 |
| 10 | 事前審査要件処理結果図書等 | <ul style="list-style-type: none"> 協議書、同意書 許認可書の写し | <ul style="list-style-type: none"> 処理結果図書の添付順序は、要件処理一覧表の順序と同一順序とすること。 |
| 11 | 字 限 図 | | <ul style="list-style-type: none"> 開発区域内を緑色で着色のこと。 地番、地目、所有者名を記載のこと。 隣接地においても上記と同様のこと。 里道（赤）、水路（青）を明確に着色のこと。 字限図の転写年月日（3か月以内）および転写者の署名または記名押印のこと。 字限図が所在する法務局名を明記のこと。 |
| 12 | 開発区域内権利者一覧表 | 様式 12 | <ul style="list-style-type: none"> 開発許可申請者名義の土地の場合も記載のこと。 抵当権者等のその他の権利者も記載のこと。 |
| 13 | 開発行為施行同意書 | 様式 13 | <ul style="list-style-type: none"> 開発許可申請者名義の土地の場合は、不要。 上記一覧表と同一順序であること。 抵当権等その他の権利がある場合は、その権利者の同意書も添付のこと。 |
| 14 | 土地の登記事項証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 開発区域のもの | <ul style="list-style-type: none"> 開発区域内権利者一覧表と同一順序に添付のこと。 謄本は申請時点（3か月以内）のものとする。 |
| 15 | 工 程 表 | | <ul style="list-style-type: none"> 梅雨時については、詳細に記載のこと。 |
| 16 | 現 況 写 真 | <ul style="list-style-type: none"> 開発区域周辺部 河川、水路、道路 | <ul style="list-style-type: none"> 出来る限り上部から撮影のこと。 一連写真のこと。 対象物をあまり小さくしないこと。 カラー写真とし、開発区域界を赤線で明示すること。 河川、水路、道路等は、スタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できること。 |

(2) 申請図（順序どおり整理し添付すること。）

| 添付 順序 | 名称 | 明記事項 | 縮尺 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-------------|--|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|--------|--|---|---|------|--|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 開発区域 位置図 | <ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域とその位置 ・各鉄道駅からの経路 ・開発区域周辺の都市施設 ・既存の公共施設、公益施設 | 1/25,000 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域は、<u>赤色</u>に着色のこと。 ・道路は<u>茶色</u>、河川は<u>青色</u>に着色のこと。 ・市名、主要駅名、公共公益施設等については、ワクで囲み明示すること。（紫色） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 現況図 | <ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域境界線 ・土地の地番、地目、所有者名、地形（高低差等） ・隣接地においても上記と同様のこと。 ・官民境界確定線 | 1/500 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・水路等は<u>水色</u>に着色のこと。 ・境界は確定されたもので<u>赤色</u>にて明示のこと。 ・道路名、河川名及び現況幅員等を明記のこと。 ・官民境界確定線を明示し、確定日及び番号を明記すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 土地利用 計画図 | <ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域の境界 ・公共施設の位置、形状 ・予定建築物の形状、規模、用途 ・擁壁の位置、種類、高さ及び延長 ・公益的施設の位置、形状 ・宅地（一区画）面積 ・凡例 | 1/500 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域界は、<u>赤</u>で明示すること。 ・施設区分別に薄く着色のこと。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>宅</td><td>地</td><td>—</td><td>黄</td></tr> <tr><td>道</td><td>路</td><td>—</td><td>茶</td></tr> <tr><td>公</td><td>園</td><td>—</td><td>黄緑</td></tr> <tr><td>水路・調整池</td><td></td><td>—</td><td>青</td></tr> <tr><td>公益用地</td><td></td><td>—</td><td>赤</td></tr> <tr><td>緑</td><td>地</td><td>—</td><td>緑</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・他図（各平面図）との併記は、認めない。 | 宅 | 地 | — | 黄 | 道 | 路 | — | 茶 | 公 | 園 | — | 黄緑 | 水路・調整池 | | — | 青 | 公益用地 | | — | 赤 | 緑 | 地 | — | 緑 |
| 宅 | 地 | — | 黄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道 | 路 | — | 茶 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公 | 園 | — | 黄緑 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水路・調整池 | | — | 青 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公益用地 | | — | 赤 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緑 | 地 | — | 緑 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

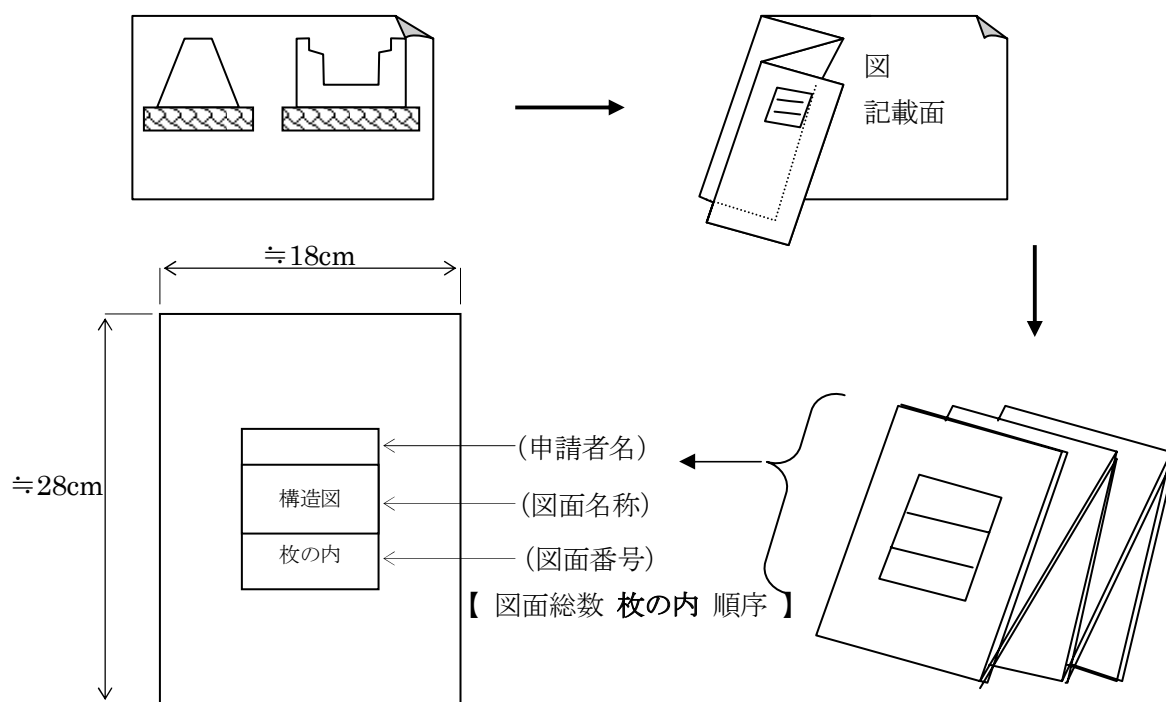
| | | | | |
|---|-------------|---|-------------|--|
| 4 | 造成計画 平面図 | <ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域の境界 ・切土又は盛土をする土地の部分 ・擁壁の位置、種類、高さ及び延長 ・法面（がけを含む）の位置及び形状 ・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 ・遊水池（調整池）の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 | 1/500 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域界は、赤で明示すること。 ・切土部、盛土部別に薄く着色のこと。 切 土 部 － 黄 盛 土 部 － 赤 ・各構造物には、構造図と対照可能な番号を明記すること。 ・現況地盤線は細線、計画線は太線で図示すること。 ・既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 |
| 5 | 排水計画 平面図 | <ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域の境界 ・排水区域の区域界 ・遊水池（調整池）の位置及び形状 ・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ・道路側溝その他の排水施設の位置 ・排水管の勾配及び管径 ・人孔の位置及び人孔間距離 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先河川及び水路の名称、位置 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ・道路、公園、その他公共施設の敷地の計画高 ・法面（がけを含む）及び擁壁の位置及び形状 | 1/500 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域界は、赤で明示すること。 ・流末には、排水量を明示すること。 ・各構造物には、構造図と対照可能な番号を明記すること。 |

| | | | | |
|---|-------------|---|-------------|---|
| 6 | 給水計画 平面図 | <ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域の境界 ・給水施設の位置、形状、内のり寸法 ・取水方法 ・消火栓の位置 ・予定建築物等の敷地の形状 | 1/500 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域界は、赤で明示すること。 ・自己居住用の開発は不要 |
| 7 | 造成計画 断面図 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界 ・切土又は盛土の計画地盤高と現況地盤高 ・切土、盛土部の着色 ・構造物 ・官民境界確定線 | 1/100 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・明示断面のピッチは20m間隔であること。 ・断面の変化点は、上記に加えて明示すること。 ・現況地盤高は細線で、計画地盤高は太線で明示すること。 ・切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色のこと。 ・官民境界の確定日及び番号を明示すること。 ・法勾配、法長を明記すること。 ・断面は、断片的ではなく、全体を明示すること。 ・構造物が既設の場合は、その旨明示のこと。 |
| 8 | 構造図 | <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料、種類及び各部材の寸法 ・裏込コンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁部の計画地盤高と現況地盤高 ・基礎地盤の土質ならびに基礎杭等の位置、材料及び寸法 ・鉄筋の位置及び間隔 ・水抜穴の位置、寸法 ・雨水排水柵等のどろだめの深さ | 1/50 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート擁壁の場合は、配筋図を添付すること。 ・他図（平面図、断面図）との併記は、認めない。 ・構造図の枚数が多い場合は、系統別（排水施設、擁壁別）に記載すること。 ・各構造物の記号は、造成計画平面図の記号と対照可能なものとする。 ・既設構造物も明示すること。 |

| | | | | |
|----|-----------|--|---------------------|---|
| 9 | がけの断面図 | <ul style="list-style-type: none"> ・がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） ・切土又は盛土の計画地盤高と現況地盤高 ・小段の位置及び幅 ・石張、張芝、モルタル等の吹き付けの方法 | 1/50以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・切土をする土地の部分に生じる高さが2mを超えるがけ、盛土をする土地の部分に生じる1mを超えるがけ、又は切土と盛土とを同時にする土地の部分に生じる高さが2mを超えるがけについて作成すること。 ・擁壁で覆われているがけ面については、土質に関する事項を示すことは要しない。 |
| 10 | 求積図 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域全体の丈量 ・宅地別丈量 ・公共公益施設用地、道路用地の丈量 | 1/500以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・求積表は出来る限り同一図面に記載すること。 ・外周長（辺長）を記載すること。 |
| 11 | 排水流域図 | <ul style="list-style-type: none"> ・流域界 ・排水系路 ・系路別ブロック | 1/10,000以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・各ブロックは色分けすること。 ・ブロック毎に面積、流出量を明示のこと。 ・各ブロック別の記号は、水理計算書の記号と対照が可能なものであること。 |
| 12 | 水理計算書 | <ul style="list-style-type: none"> ・水理計算書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市技術基準に基づくこと。 |
| 13 | 構造安定計算書 | <ul style="list-style-type: none"> ・構造計算書 ・安定計算書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市技術基準に基づくこと。 |
| 14 | 防災工事計画平面図 | <ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・等高線 ・計画道路線 ・段切位置 ・防災施設の位置、形状、寸法、名称 ・運土計画 ・工事中の雨水排水系路 ・防災施設の設置時期及び期間等 | 1/1,000～ 1/500以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・1ha以上で山地の造成について添付のこと。 ・5ha以上で田畑等の造成について添付のこと。 |
| 15 | 防災施設構造図 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災工事において、設置される施設の詳細 | 1/50以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記と同様 |
| 16 | 建築物平面・立面図 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築面積及び延べ面積の算定 | 1/100以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・配置図、各階平面図及び二面以上の立面図（分譲宅地は除く。） |

- (注) 1 設計図の添付順序2～6については、縮尺1/500以上で、かつ、同一縮尺とすること。
- 2 設計図にはこれを作成した者が記名および押印すること。
- 3 図面の大きさ、折り方は次頁参照のこと。
- 4 申請書添付書類は、原則日本工業規格A列4番とすること。

☆ 図面の折り方



- (注) 1. 図面は図面袋に入れ、申請書の最後に左綴じとすること。
 2. 枚数の多い場合は、キーボールを使用のこと。
 3. 図面袋の大きさは、縦：約30cm、横：約21cmとすること。



4 開発行為の変更許可申請等（法第35条の2）

開発行為の変更を行う場合は許可を要する。（様式14）

（○・・・必要 ×・・・必要なし）

| 図 書 名 称 | 区域変更はなく 設計の変更のみ の 場 合 | 区域の増加 | | 区域の縮小に伴 い、設計の変更を 行 う 場 合 |
|----------------------------|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| | | 設計の変更を 行 う 場 合 | 土地の編入に起 因する設計変更 | |
| 開発行為変更許可 申 請 書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 設 計 説 明 書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 公共施設の管理者に 関する変更協議書等 | ○ (当該項目に変更がな ければ不要) | ○ | ○ | ○ |
| 法 第 3 2 条 の 変 更 同 意 書 | ○ (当該項目に変更がな ければ不要) | ○ | ○ | ○ |
| 変更する工事施行者 の 工 事 能 力 調 書 | ○ (当該項目に変更がな ければ不要) | ○ (当該項目に変更 がなければ不要) | ○ (当該項目に変更 がなければ不要) | ○ (当該項目に変更がな ければ不要) |
| 資 金 計 画 書 | × | ○ | ○ | × |
| 権利者の施行同意書 | × | ○ (増加した 土地のみ) | ○ (増加した 土地のみ) | × |
| 登 記 事 項 証 明 書 | × | 同 上 | 同 上 | × |
| 字 限 図 | × | 同 上 | 同 上 | × |

(1) 変更許可申請図書作成要領

ア 申請書、設計説明書等の記入については、次の要領とすること。

変更後・・・青又は黒書き

変更前・・・赤書き（なお、変わらない個所については、青又は黒書きとすること。）

イ 変更理由書は、変更内容を箇条書に記載し、申請書の次に添付すること。

ウ 変更により他法令の措置が必要な場合は、許可書等の写しを添付すること。

エ 変更設計図は、変更が生じた図面のみを添付すること。また、次の要領とすること。

変更後・・・赤書き

変更前・・・黄書き

変更無・・・青又は黒書きとすること。

オ 構造図においては、廃止は黄色で「×」印、新規は赤色で「新規」と明示のこと。

カ 排水関係の変更は、新規に水理計算書を添付のこと。

5 開発行為軽微変更届

(1) 開発行為変更届出書（様式 15）

予定建築物等の敷地の変更、構造物の施工延長、施工位置等の変更（軽微な変更に限る）の変更届には、変更設計図（土地利用計画図）を添付すること。

工事の着工予定年月日又は完了予定年月日の変更届には、変更工程表を添付すること。

6 その他申請、届出等

(1) 工事着手届出書（様式 16） 1 部提出

法第 29 条の規定による許可を受けたものは、工事を着手したときは、すみやかに工事着手届出書を市長に提出すること。

(2) 工事完了届出書（様式 17） 1 部提出

工事が完了（工区分割の許可にあつては、工区別）した場合は、工事完了届出書を提出して完了検査を受けること。

検査の結果、開発許可の内容に適合している場合は、検査済証を交付する。なお、市等に帰属する公共施設が存する場合は、不動産登記必要書類受領書を提出すること。

ア 完了届出書作成要領

(ア) 必要な図書

- ・ 工事完了届出書（1 部）
- ・ 工事写真（1 部）
- ・ 開発区域内に帰属する公共施設（里道・水路）が存する場合は、不動産登記必要書類受領書（1 部）
- ・ 分譲宅地については確定丈量図（1 部）

(イ) 写真

- ・ 着工前、工事施工中及び完了写真を必ず添付すること。写真は、対比が出来るよう同じ位置、方向で撮影すること。なお、工事施工写真により設計図書どおりの施工ができていないか判断できないものについては、掘削、抜取りにより検査する。
- ・ 撮影地点及び方向を平面図（造成平面図等）に記入し、写真と対照が出来るよう記号で示すこと。
- ・ 撮影については、黒板、スタッフ等により、写真で寸法が確認出来るようにすること。
- ・ 構造物については、延長 30m 毎に撮影のこと。
- ・ 石積、ブロック積、擁壁等の裏込栗石、コンクリート厚は、底部と中段とを上記に示すように 30m 毎に撮影のこと。
- ・ コンクリート厚の場合は、型枠組立時、脱型時に撮影のこと。
- ・ 鉄筋組立ては、配筋後、コンクリート打設前にスタッフ等により、写真で寸法が確認出来るように撮影のこと。
- ・ 石積、ブロック積、擁壁等の根入れは、埋め戻し前にスタッフ等を使用し、全高を確認できるよう撮影のこと。
- ・ 全景写真は、撮影方向が確認できるよう既設物を入れて撮影すること。

(3) 公共施設工事完了届出書（様式 18） 1 部提出

公共施設の工事が完了した場合には、公共施設工事完了届出書を提出して完了検査を受けること。

届出書には、完成図（当該届出による公共施設の位置及び形状）ならびに工事写真を添付すること。

検査の結果、開発許可の内容に適合している場合は、開発事業に関する工事検査済証を交付する。なお、この検査済証は、工事完了届出書に添付すること。

(4) 開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式 21） 1 部提出

許可を受けた開発行為を廃止する場合は、廃止の届出を行うこと。

届出には、廃止した事由書、廃止した時点の現況図、写真及び廃止に伴う今後の措置を記載した書面、災害防止計画を示す図書を添付すること。

(5) 地位承継届出書（様式 22） 1 部提出

法第 44 条に基づく地位の承継をした者は、地位承継届出書を提出すること。

届出書には、承継の原因を証する書面を提出すること。

(6) 地位承継承認申請書（様式 23） 2 部提出

法第 45 条に基づく地位の承継をする者は、地位承継承認申請書を提出すること。

ア 地位承継の添付書類

(ウ) 承継の原因を証する書面（所有権、その他の権限を取得した書類）

(エ) 申請者資力信用調書（許可申請書の作成要領参照）

7 建築許可申請・その他

(1) 建築物特例許可申請書（法第 41 条第 2 項ただし書）（様式 24） 2 部提出

添付書類

(ア) 建築物概要書（様式 27）

(イ) 附近見取図（方位、敷地の位置および敷地の周辺の公共施設を明示のこと。）

(ウ) 敷地現況図及び配置図（方位、敷地の境界及び建築物の位置を明示のこと。）

(エ) 建物平面図（当該許可申請が建築物の高さに係る場合には立面図を添付のこと。）

(オ) その他市長が必要と認める書類

(2) 予定建築物以外の建築等許可申請書（法第 42 条第 1 項ただし書）（様式 25） 2 部提出

添付書類は、建築物特例許可書類に準ずる。

(3) 建築物の新築、改築または用途の変更許可申請書（法第 43 条第 1 項）（様式 26） 2 部提出

添付書類

(ア) 省令第 34 条第 2 項に定める図書

(イ) 建築物概要書（様式 25）

(ウ) 建物平面図（当該許可申請が建築物の高さに係る場合には立面図を含む。）

(エ) 建物平面図（当該許可申請が建築物の高さに係る場合には立面図を含む。）

(オ) その他知事が必要と認める書類

理由書、登記事項証明書、公図、現況写真、丈量図、横断図、流末排水経路図等

(4) 建築許可申請図書作成要領

表 8-1 建築許可申請図書作成要領（法第 34 条第 11 号の「指定区域」、同条第 12 号の「認定団地」における自己用住宅に係るもの）

| | 名称 | 記入要領 |
|----|--------------------|--|
| 1 | 許可申請書 (様式 24) | ○ 4 許可該当条項及び理由欄には、次により記入すること。 指定区域 : 政令第 36 条第 1 項第 3 号ロ 認定団地 : 政令第 36 条第 1 項第 3 号ハ ○ 6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先（電話番号）を記入のこと。 |
| 2 | 建築物概要書 (様式 25) | ○ 面積は小数点以下 2 位まで記入のこと。（土地の面積は小数点 3 位以下を切り捨て、建築関係の面積は小数点 3 位以下を切り上げとする。） |
| 3 | 理由書 | ○ 申請者の住所、氏名を記入し、署名または記名押印すること。 ○ 次の事項を漏れなく記入すること。 ・ 自己の居住（自らの生活の本拠である住居をいう。）の用に供する住宅を必要とする理由 ・ 現在居住している住宅の自借家の別 ・ 当該市街化調整区域において建築する理由 ・ 建築物の着工・完了予定年月日 ・ 現住居の許可後の取扱い方法 ・ 指定区域において兼用の用途がある場合は、その用途と業務内容（詳しく記入のこと。） |
| 4 | 理由書の内容説明 及び証明資料 | ○ 住民票記載事項証明書（家族全員） ただし、本籍の記載は不要。 |
| 5 | 申請地の登記事項 証明書 | ○ 線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書を添付すること。 （必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。） ○ 抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付すること。 （取得時のローンの場合は不要） |
| 6 | 申請地の売買契約書 等 | ○ 申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 ・ 売買契約書 ・ 相続により承継する場合は、贈与が確実であることを証する書面 ・ 借地契約書（指定区域のみ） |
| 7 | 申請地の現況写真 | ○ 全景、隣接部の詳細 |
| 8 | 位置図 | ○ 1/2,500～1/25,000 の縮尺で周囲の状況（国道、主要地方道、鉄道、河川等が判断できるもの） |
| 9 | 敷地現況図 | ○ 境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。（縮尺 1/50～1/100） |
| 10 | 丈量図 | ○ 現況図と併用してもよい。 |
| 11 | 横断図 | ○ 境界、側溝等を記入のこと。（2 方向） |
| 12 | 建築物平面・立面図 | ○ 建築面積及び延べ面積を記入のこと。 |
| 13 | 流末排水系略図 | ○ 敷地内及び敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地及び周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造及び能力で配置されていることが確認できるものであること。 |

表 8-2 建築許可申請図書作成要領（政令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定による自己用住宅に係るもの）

| | 名称 | 記入要領 |
|----|--|--|
| 1 | 許可申請書 (様式 24) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 4 許可該当条項及び理由欄には、政令第 36 条第 1 項第 3 号ホと記入すること。 ○ 6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先（電話番号）を記入のこと。 |
| 2 | 建築物概要書 (様式 25) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 面積は小数点以下 2 位まで記入のこと。（土地の面積は小数点 3 位以下を切り捨て、建築関係の面積は小数点 3 位以下を切り上げとする。） |
| 3 | 理由書 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者の住所、氏名を記入し、署名又は記名押印すること。 ○ 次の事項を漏れなく記入すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅困窮の状況を明確に記入のこと。 ・ 自己の居住（自らの生活の本拠である住居をいう。）の用に供する住宅を必要とする理由 ・ 現在居住している住居の規模、家族構成及び自借家の別 ・ 当該市街化調整区域に土地を求めた理由 ・ 建築物の着工・完了予定年月日 ・ 現住居の許可後の取扱い方法 |
| 4 | 理由書の内容説明 及び証明資料 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自借家証明等（賃貸借契約書の写（ない場合は家主証明）、土地建物登記事項証明書（公営住宅については不要）） ○ 結婚で独立する場合は、相手の証明書 ○ 現住居の間取り図、写真（狭小過密の場合のみ） ○ 住民票記載事項証明書（家族全員） ただし、本籍の記載は不要。 |
| 5 | 申請地の登記事項証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書を添付すること。 （必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。） ○ 抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付のこと。 （取得時のローンの場合は不要） |
| 6 | 申請地の売買契約書等 (所有権がない場合、 借地は二親等までしか 認めない。) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 なお、その内容については、各許可要件により判断すること。 ・ 売買契約書 ・ 相続・贈与の場合でも可の場合、将来相続または贈与で取得すること確実であることを証する書面（相続の証明書）。 |
| 7 | 申請地の現況写真 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全景、隣接部の詳細 |
| 8 | 位置図 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 1/2,500～1/25,000 の縮尺で周囲の状況（国道、主要地方道、鉄道、河川等が判断できるもの） |
| 9 | 敷地現況図 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。 （縮尺 1/50～1/100） |
| 10 | 丈量図 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現況図と併用してもよい。 |
| 11 | 横断図 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 境界、側溝等を記入のこと。（2 方向） |
| 12 | 建築物平面・立面図 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築面積及び延べ面積を記入のこと。 |
| 13 | 流末排水系略図 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内及び敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地及び周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造及び能力で配置されていることが確認できるものであること。 |